

保護者の皆様へ  
生徒の皆さんへ

茨木市立北陵中学校  
校長 久保 博

## 地震発生及び気象の警報が発令された場合の緊急措置について

地震発生時や台風による警報発令時の対応について、下記のように茨木市教育委員会で規定されております。各家庭でよく見える位置に掲示していただきか、確実に保存して下さるようお願いいたします。

### 【地震発生時の措置】

	大地震（震度5弱以上）が発生	
1	始業前の場合	臨時休校
	授業中の場合	授業中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる）
	放課後の場合	部活動等中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる）
	震度5弱未満の地震が発生した場合	
2	学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうか判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。	

※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校からの連絡による。

### 【警報発令時の措置】

北大阪地域に『暴風警報』が発令された場合のみ、下記の措置をとります。  
(なお、「大雨」「大雨・洪水」の警報が発令された時は通常通り登校)

1	午前7時の時点での警報発令の場合	自宅待機
2	午前9時までに警報解除の場合	解除された時点での登校
3	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休校

- ※【特別警報】においても、『暴風警報』と同様の措置を執らせていただきます。
- ※登校時に『暴風警報』が発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。
- ※緊急時の措置については、PTA実行委員会、地区委員会、学級委員会の皆様方のご協力をお願いする場合もあります。やむを得ずご迷惑をおかけすることもありますが、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。
- ※忍頂寺小学校区から通学バスで登校する生徒については、原則として上記措置と同様としますが、バス運行時刻の変更等を状況に応じて「地区緊急連絡網」で連絡します。
- ※9時までに警報が解除された場合も、当日の「給食」の提供はありません。  
(7時の時点で教育委員会がキャンセルします)